

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 笠岡シーサイドモール
所在地 笠岡市笠岡二三八八番地ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 笠岡マルセン開発株式会社
住所 笠岡市笠岡二三八八番地
代表者の氏名 代表取締役 森年 美和

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 平面南側 二百三十三台
平面北側 三十台
店舗屋上 三百二十六台
立体駐車場二階 百九台
立体駐車場三階 百七台
立体駐車場四階 百七台
立体駐車場屋上 百七台
駐車場の収容台数の合計 千九百十九台
(変更後) 平面南側 二百三十一台
平面北側 廃止
店舗屋上 三百六台

立体駐車場二階 百台
立体駐車場三階 百台
立体駐車場四階 百台
立体駐車場屋上 百七台
駐車場収容台数の合計 九百四十四台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 店舗西側 一箇所
店舗南側 一箇所
店舗北側 一箇所
駐車場自動車の出入口の数の合計 三箇所
(変更後) 店舗西側 一箇所
店舗南側 一箇所
店舗北側 廃止
駐車場自動車の出入口の数の合計 二箇所

4 変更年月日

令和三年十月二十六日

二 届出年月日

令和三年二月二十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年三月九日から同年七月九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び笠岡市産業部商工観光課